

受領委任払い制度による住宅改修の流れ

①介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談し、住宅改修が必要な理由書の記入を依頼する。
また、施工事業者、ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決定してください。



【事前申請】

②住宅改修をされる事前に城陽市高齢介護課へ次の関係書類を提出してください。

<住宅改修用 提出書類>

1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
2. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払いに関する同意書面
3. 住宅改修が必要な理由書
4. 工事費見積書(被保険者氏名のもの)
5. 図面
6. 施工前の写真(要日付)
7. 住宅所有者の承諾書(住宅が本人所有でない場合)

【対象者】

受領委任払いを利用できる方は、

- ・要介護又は要支援の認定を受けていること。(新規認定申請中は除く)
- ・事前申請時に住所地に居住している方。
- ・介護保険料を滞納していないこと。また、生活保護の受給者でないこと。



③理由書等の提出書類から、心身の状況、住宅の状況などから工事内容を確認します。その後、工事内容が適合した場合においては、被保険者に確認済印を押印した申請書(原本)を返送します。



④被保険者は、申請書等の返却を受け次第、ケアマネジャー、施工事業者等へ、結果を連絡します。その後、着工にとりかかってもらいます。



⑤被保険者は、工事終了後、施工事業者へ介護保険対象工事費の1割負担分(住宅改修費対象外の工事が有ればその費用も含む)を支払い、領収証(自己負担額)と工事費内訳書(全工事費の内訳書)等を受け取ります。



【事後申請】

⑥被保険者は、工事終了後、城陽市へ次の関係書類を提出してください。

<住宅改修用 提出書類>

1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(確認済印のあるもの)
2. 工事費内訳書(全工事費の内訳書)
3. 施工後の写真(要日付)
4. 領収証(自己負担額(※)、被保険者名であること)
※1割負担分+(住宅改修対象外の料金)



⑦申請の書類に基づいて、住宅改修費を支給してよいか最終的な書類確認を行います。確認後、決定通知書を被保険者に発送します。その後、同意書面の指定口座への振込を行います。